

【建設交通部】

件 名	府道新設工事に起因する損失補償について
<p>申立概要 【受理 25.1.21】</p>	<p>○ 日陰により生ずる損害てん補に係る補償金算定（一括払いによる逓減）に用いられている年利率の設定が、2.5%となっているが、現行の預貯金利率から見て高すぎるのではないか。</p>
<p>確認事項</p>	<p>○ 公共用地の用地取得については、事業者により格差が生じないように、全国統一の基準（「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」）に基づき事務が行われており、申立てについても、府道路公社（以下「公社」という。）において、この基準に基づき適切に算定されています。基準では、過去20年間の国債の平均利回りに基づき、2.5%（平成23年度）の年利率が設定されています。</p> <p>○ 公社からの要望を受け、府としても、一般に利用されている定期預金利率の採用を要望済みであることを確認しました。</p>
<p>結 果 （意見・要望） 【通知 25.2.13】</p>	<p>○ 公社には、所管部局（建設交通部）を通じて、次のとおり要望しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の申立ての趣旨を踏まえ、府民の理解と協力が得られるよう、引き続き補償対象者への丁寧な説明に努めること。